



2024年9月3日(火)から阪神高速の
10か所の料金所が新たにETC専用料金所になります。
～ETC専用料金所では、ETC車でのご利用をお願いします～

阪神高速道路株式会社(大阪市北区 代表取締役社長:吉田光市)は、2024年9月3日(火)から、新たに10か所の料金所について、ETC専用料金所として運用を開始することになりましたのでお知らせします。

1. 今回新たに運用開始する入口料金所

<3号神戸線>

- ① 中之島西料金所

<4号湾岸線>

- ② 南港南料金所
- ③ 岸和田北(北行)料金所
- ④ 岸和田北(南行)料金所

<5号湾岸線>

- ⑤ 湾岸舞洲料金所

<7号北神戸線>

- ⑥ 布施畑西料金所
- ⑦ 布施畑東料金所
- ⑧ からと西料金所
- ⑨ からと東料金所

<11号池田線>

- ⑩ 中之島料金所



ETC専用料金所の運用開始に合わせ、入口付近や一般道に設置の案内標識にETC専用の標示板を設置し、ETC車でご利用いただく必要があることをお知らせいたします

ETC専用料金所は現金車でのご利用はできませんのでご注意ください。



入口での標示イメージ

2. 運用開始日

- ・ 2024年9月3日（火）
なお、開始時間については決定次第、弊社WEBサイト等にてお知らせします。

3. ETC専用料金所のご利用方法について

- ・ ETC走行でのご利用をお願いします。ETC車載器を搭載していない車両でのご利用はできません。
- ・ ETC走行ができない状態（ETC車載器故障、ETCカード未挿入等）で誤ってETC専用料金所に進入された場合は、後退せずに『サポート』もしくは『ETC/サポート』と表示されたレーンに進入し、一旦停止して係員等の指示に従ってご通行ください。
- ・ 設備点検等によるETCレーン閉鎖時は、ETC車も「サポート」表示のあるレーンをご利用ください。



【参考】ETCパーソナルカードのご案内

阪神高速及び高速道路各社では、今後も計画的にETC専用化等を推進してまいります。ETC専用料金所では、現金車でのご利用ができなくなります。まだETCをご利用でない方は、ETCのご利用をご検討ください。

高速道路6社が発行している「ETCパーソナルカード」は、クレジットカードをお持ちでない方でもデポジット（保証金）を預託していただくことで、ETC走行に必要なETCカードの発行を受けることができます。

詳しくは、ETCパーソナルカードWebサービス（<https://www.etc-pasoca.jp>）をご確認ください。

阪神高速のETC専用料金所に関する詳しいご案内は、[阪神高速ドライバースサイト](https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/etc_exclusive.html)をご確認ください。
https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/etc_exclusive.html